

子ども家庭福祉人材の専門性確保  
ワーキンググループ  
第5回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

## 第5回子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成29年2月1日（水）9:30～11:38

場 所：中央合同庁舎4号館1208特別会議室（12階）

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 今後のスケジュールについて

(2) 意見交換

- ・中核市・特別区における設置、要保護児童通告の在り方及び児童相談所業務の在り方について

(3) その他

### 3. 閉 会

○岡谷推進官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

なお、本日は田中構成員、山本構成員からは御欠席の御連絡をいただいております、また、西澤座長代理におかれましては、若干遅れるとのこと。さらに八木構成員におかれましては、御都合により途中退席されますこと、御承知おきいただければと思います。

まず資料の確認をさせていただきます。配付資料は右上に番号を付してございますが、資料1～6、参考資料1～3となっております。資料の欠落等ございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、これより先の議事は、山縣座長にお願いしたいと思っております。

○山縣座長 皆さん、おはようございます。朝早い時間からありがとうございます。

御承知のとおり、私たちのワーキングは大きく2つの課題をいただいております。前半の部分、研修等についてはそれぞれのコアメンバーの方々も含め、真摯な議論をいただきまして、何とか前回で取りまとめをし、通知の段階まで来ました。残った後半、児童相談所の業務や通告のあり方について、あるいは児童相談所の将来の体制について、今日から御議論いただきたいと思っております。そのことも含め、スケジュールについて事務局から簡単に確認をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、資料1について御説明させていただきます。

資料1をご覧ください。A4横のペーパーでございます。今後のスケジュールに関しまして、大枠のイメージとしてあらわしたものでございます。上の箱のほう、本ワーキンググループの検討課題として2つ〇がありますが、1つ目の〇、改正法施行に向けた義務研修の検討につきましては一定の議論を終え、4月施行に向けた事務的な作業を現在、進めているところです。

2つ目の〇が残されている検討課題であり、児童相談所等における将来的な専門職のあり方ですとか、専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項といったことで、これらが下に示しますスケジュールの左端の項目となります。

大きく4つ検討事項がございますが、留意事項に示す改正法附則の検討時期や、さらに例えば下から2段目の研修の実施体制の項目の中に記載のございます義務研修のスタートといったタイミング、これは本ワーキングでこれまで議論してきた研修が全国的に開始される時期を指しております。こうした研修の実施状況など踏まえて議論することが必要な事項、こうした期限などを考慮しまして、まずは一番上の段の中核市・特別区、要保護児童通告、児童相談所の業務のあり方についての議論を進めていくスケジュールとしているところです。

また、スケジュール、春ごろのところですので。関連の調査研究や30年度要求とありますのは、毎年の事柄ですけれども、この時期に国の調査研究の募集の開始でありますとか、また、国の予算、翌年度要求、省内検討の時期もここ6月くらいまでが1つの目安となっております。

いますので、議論が今後展開され、予算や研究等を絡めて考えていく際の1つの目安ということで記載しているものでございます。

この大枠のイメージで本日より開始し、来年度夏ごろから秋ごろにはそれぞれの検討事項の進捗状況も踏まえまして、全ての検討事項についての議論を開始する予定のスケジュールとしておりますので、構成員の皆様方におかれましては何とぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

現在までの状況と今後のスケジュールについての大枠の説明をいただきました。一応これは座長代理の西澤構成員と一緒に目を通させていただいています。特に細かくは決めていませんので、検討事項だけをきっちり確認し、それを今後、徐々に詰めていく大枠のスケジュールということで御了解をいただけたらと思います。

特にスケジュールはよろしいでしょうか。こういう形でいくということです。これまでのような月何回もという形にはならないと思いますけれども、その辺も御了解をいただきたいと思います。

続きまして、今日はフリートキングに近い形で全体について自由に御意見をと思っておるのですが、その前に基礎資料として事務局でいくつか準備をいただきました。中核市・特別区に関すること、要保護児童通告、児相業務のあり方について、現状と国の今の考え方等につきまして、事務局から同じく説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、本日のテーマに関するところのもととなる資料2～4を今から15分程度、御説明させていただければと思います。

まず資料2をご覧ください。児童相談所設置に向けた支援策についてまとめたものでございます。A4横のペーパーで、右下にページ番号が振られておりますが、8ページまでが資料2の一連の支援策ということでまとめたものです。

これにつきましては、中核市・特別区の設置支援テーマに関連することから、事務局より29年度予算案による財政支援に加え、運用面における支援も含めた一連の支援策ということでまとめておりますので、御紹介させていただくものです。

御承知のとおり、先の児童福祉法改正におきましては、特別区も希望した場合、児童相談所を設置することができる。このことにつきましては本年4月から施行されるところで、国では改正法附則の規定などを踏まえまして、中核市、さらには特別区の設置促進に向けた各種の支援の取り組みを進めているところでございます。

1ページをお開きください。ロードマップの例ということであらわしているものです。児童相談所の検討を進める自治体の参考資料となるよう、これまで児童相談所を設置してきた自治体の例を参考に作成したものでございます。児童相談所の設置の希望はあるものの、どういった観点から、どういった内容について設置に向けた検討を進めていけばよい

のか。例えば人材確保に関し、どれくらい前から職員の育成を進めていかなければならないのか。また、国に政令指定を要請するまでの間、どのような点に留意して進めていけばよいのかなど、検討を進める上での手続面でのつまずきが少しでも少なくなるよう、1つの参考指標、目安として児童相談所設置まで、また、設置されて以降の大まかな流れを作成し、まずは本年1月の全国厚生労働関係部局長会議においてお示したところでございます。

なお、本資料中、赤囲みのところは国の補助金等として用意しているものでございまして、これにつきましては後ほど御説明させていただきます。

2 ページ目につきましては、前回、12月のワーキングでも御説明させていただきましたので、詳細は割愛させていただきますけれども、今年度、国の調査研究で行っております児相設置のためのマニュアル作成に関する調査研究です。先ほど1ページのロードマップのほうで、いろいろな設置に向けた検討作業項目がございましたが、そうした一つ一つの項目を詳細にまとめた、いわゆる事務処理マニュアルという形で作成を進めているものです。これにつきましては今年度中に完成の予定で今、進めておるところです。

3 ページ目と4 ページ目は財政支援ということで、特に平成29年度予算を中心に取りまとめているものでございます。児童相談所、さらには一時保護所に対する財政支援ということで、この資料のうちの赤字のところは平成29年度予算案の金額または単価といったようなことになるわけでございます。

3 ページ目、児童相談所の箱の中で整備費、運営費につきましては既に一般財源化がされており、交付税措置等の対応といったことになっておりますが、一方、下のほうでございまして、一時保護所の整備及び運営費に関する費用につきましては、記載の補助金でありますとか、措置費、運営費といったもので現在、その補助があるところでございます。

また、一番右の欄です。補助（非常勤）職員経費ということで記載しておりますけれども、児童相談所におけます児童虐待相談対応の件数の増加でございまして、さらには相談内容の困難事例の増加、こうしたことの背景などから児童相談所における専門性の確保向上、こうしたところに向けた一層の取り組み、相談支援体制の強化が必要なわけでございます。こうしたことから各児童相談所の実情に応じて、必要な場合、各種の非常勤職員を配置することが可能となるよう、国庫補助金を設けているところでございます。

例えば児童相談所の枠のところ、上から3つ目のポツになりますけれども、非常勤弁護士といったところの記載がございまして、これにつきましては改正法の中で規定された弁護士の事柄につきまして、児童相談所1カ所当たり来年度予算では782万2,000円と単価を引き上げて盛り込んでいるところでございます。

この中で特に中核市・特別区への設置支援策ということで申し上げますと、上から6つ目になりますポツのところでございますが、児童相談所設置準備に係る補助職員といったことと、その下のポツになりますが、児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員につきまして、29年度予算から新たに盛り込んでいるところでございます。

児童相談所の開設に向けましては、まずは検討段階からスタートすることになるわけですが、そのことはこれまでのその市区における業務に加えての新たな作業が発生するわけですが、各自治体の組織体制が少しでも維持され、また、児童相談所の開設の検討作業も並行して進めていただくことが可能となるよう、そして同時に人材育成も図ることができるよう、補助金という形で新たに盛り込んでいるところでございます。単価につきましては、それぞれ記載のとおりです。

この2つの非常勤職員の予算等につきましては、次の4ページでも触れさせていただいており、予算措置による対応という赤枠の囲みの中でございますが、この中で補助要件でございませつか、業務内容等を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、5ページ、6ページになります。こちらはこのワーキンググループで検討された研修について含めているものでございます。先月、構成員の皆様方にもメールにて情報提供させていただいておりますが、現在作成中の研修の通知案の中では、特にこのワーキングで検討された任用前講習会について、業務遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、法律の対象とされているもの以外の者も受講可能として記載しており、資質向上でありますとか人材育成に向けた支援策としてお示しさせていただいているものでございます。

7ページ、運用面からの支援策の1つになります。中核市・特別区での設置に向けましては、都道府県等の支援、御協力が賜れるよう、都道府県に対し協力依頼をさせていただく予定でございます。

児童相談所の設置が進まないことの要因の1つとして、児童相談所に配置される専門人材の確保がなかなか容易でないといったような課題がございます。このため、設置希望自治体から相談があった場合に、既に児童相談所を設置している自治体においては、例えば職員の相互派遣でございませつか研修等の実施など、できる限りの専門人材の育成に向けた支援について御協力いただけるよう、また、人材育成以外の事柄でも設置に向けての助言等をいただけるよう、そうした内容を含めた協力依頼を近日中にさせていただく予定としておりますので、御紹介させていただきます。

8ページ、政令指定の仕組みということで1枚用意しておりますが、これは1ページのロードマップの例と同様でございます。児童相談所の設置を進める自治体が検討段階での参考資料となるよう、児童相談所設置に向けての政令指定の仕組み等について、これにつきましては平成20年8月に総務課長通知ということで出されておりますが、これの内容をパワーポイントの1枚にまとめているものでございます。設置を希望される自治体では、これを参考に御活用いただければと思っておりますのでございます。

ここまで紹介させていただきました支援策につきましては、今月開催予定の全国の自治体の児童福祉主管課長にお集まりいただく会議の場等で御説明させていただくなど、広く周知を図っていく予定としております。

以上、資料2について御説明させていただきました。

続きまして、資料3、資料4の説明をさせていただきたいと思っております。

本日の意見交換の題材の1つとなるわけでございますけれども、資料3ということで、昨年の専門委員会で取りまとめられております提言を抜粋して用意させていただいております。これにつきましては既に構成員の皆様方には、今日の開催に向けて事前に送付させていただいているところでございますけれども、本日からの検討課題でございます要保護児童通告のあり方でございますとか、児童相談所業務のあり方についての議論・検討を進めるに当たりましては、まずはこの提言をこのワーキングメンバー間において共有し、その上で議論の検討を進めていくことが必要であるため、改めて提言の中から今回のテーマのポイントとなる箇所を抜き出し、案ということで用意させていただいております。

資料3の1ページ目をご覧くださいいただければと思います。全てを読むことは時間の関係上、難しいことから、ポイントだけ絞って読ませていただきますと、まず1ページ目、「7. 新たな子ども家庭福祉体制の整備」ということで、「1) 新たな子ども家庭福祉体制の全体像」で総論的な課題がうたわれているわけでございます。

3行目「児童相談所では、虐待を受けた子どもの保護から育成相談や保健相談まで幅広くその機能としており、多様な機能を果たしきれない危険が生じている。加えて、相談者が遠距離から相談に来なければならない不利益もある。これらの問題を考慮すれば、市区町村の人材と財政に関する十分な基盤整備を行った上で、子ども家庭福祉のシステム全体を組み直す必要がある。そのために、新たな子ども家庭福祉体制として以下のようなシステムの構築を提案する」ということが課題としてうたわれております。

こうした総論的な提案として、以下○を付しております。ここでうたわれているのは、児童相談所が行っている各種の相談に関しまして、いわゆる市区町村の支援拠点でございますとか保健センター、さらには児童発達支援センターなどの機関で行えるようにするといったようなことが、ここで提案されているわけでございます。

2ページ、こうした大きな総論的なところを、さらに2つの切り口で提言の中で提案がなされているところです。

まず1つ目、本日のテーマでございますが、要保護児童通告のあり方でございます。

(1) 児童相談所と市区町村に二元化されている通告窓口に関し、共通の窓口を都道府県レベルで設置し、集中的に電話による子ども虐待通告・相談を受理し、緊急度を判断して、初期対応を行う機関等とその期限を決定する機関を創設することについて、モデル的取り組みから検討するというところでございます。

下の(2)につきましても、各論の部分でございますが、今の(1)と同様の内容が記載されているところです。

これら提案の背景には、大きく2つの課題がこの提言の中で触れられているところでございます。まず1つは現状、通告者に緊急度の判断を求め、通告先の選択を強いているといったような記載があります。また、もう一つは通告の内容が泣き声通告でありますとか、

面前DV通告、こうしたものが増加している。このことから安全確認でありますとか調査といったような作業が膨大、さらには負担増となっているという実態があるということです。

こういったことが課題、膨大な負担増となっており、ひいては訪問家庭におきましては孤立感でありますとか、さらには近所における不信感など、子育て負担感を増大させることにもつながるといったことが、1つ課題ということであつたわれているところがございます。

「2 児童相談所業務の在り方」のテーマでございます。(1) 現行の児童相談所の機能を、子ども保護機能を中心とした機関と子ども・家庭への支援のマネジメント機能を担う機関に分割する。子ども保護機能を担う機関は通告等で把握した子ども虐待事例の調査・評価・保護、措置を行うこととし、支援マネジメント機能を担う機関は措置された子どもに関する支援の枠組みを構築し、市区町村が行う子ども家庭支援の状況の進行管理等を行うということです。

(2) も各論の部分になりますが、今の(1)と同様の内容が記載されておるところでございます。

この提案の背景には、これも大きく2つあるわけでございます。いわゆるこの提言の中で触れられておりますのは、いわゆる今の児童相談所は、あらゆる子育て相談に関するものに対応しているといったようなこと。そうした中で虐待通告件数の増加がある現状は、対応の限界に来ている状況にあるといったことでございます。

もう一つ、支援の面で申し上げますと、保護と支援を同一の機関が行うことで、保護者との関係を考慮するあまり、例えば保護を躊躇してしまう。そのことが場合によっては死に至らしめるといった事態も生じるといったようなこと。さらには親の意義に反する一時保護を行うことで、支援が円滑に進まないといった事態がある。こうしたことが背景としてあるといったことで、この提言の中ではうたわれているところがございます。

時間の関係上、ただいまポイントをかなり提案される記述に絞って御紹介させていただいたところがございますが、今日の意見交換に当たりましては、この提言を確認しつつ、要保護通告でございますとか、児童相談所業務についての課題、支障、それぞれの立場から意見交換をしていただければと思います。

なお、この提言の全体版につきましては、参考資料3に用意させていただいておりますので、必要に応じてご覧いただき、意見交換を進めていただければと思います。

資料4でございます。本日の議論の関連するところを資料として用意しておりますので、あわせて御説明させていただきます。

「児童相談所の現状」ということで用意させていただきました。児童相談所や一時保護所の概要、相談種別ごとの相談件数などを資料としてまとめているものです。全てを説明するのは時間の関係もございますので、簡単に資料構成などについて紹介させていただきます。

1 ページ、児童相談所の概要でございます。「2 設置主体」に記載があるとおおり、全国



の児童相談所、今、10月1日現在で210カ所の設置がなされているところでございます。

「6 相談の種類と主な内容」ということで、①の養護相談に始まり、以下、記載の相談に関し対応を行っているところでございます。

2ページ、児童相談所が対応する各種相談種別ごとの相談件数、推移をまとめているものでございます。この中では左端の障害相談、割合といたしましては、ここの相談が最も多くなっているところです。なお、養護相談から吹き出しが出ていますが、うち虐待相談ということで、この養護相談の中に虐待相談が含まれているという構図になってございます。

3ページ以降は、虐待相談対応件数の推移等を資料としてまとめているものでございます。都道府県別でございませつか、4虐待の件数などがそれぞれ次のページ以降に出てきます。

15ページをご覧ください。児童相談所での虐待通告を受けた後の対応手順をまとめたものでございます。これは児童相談所運営指針の中身を参考に、パワーポイントという形でまとめたものでございます。

17ページ、要保護通告のあり方に関するところで189の資料になります。17ページは189の入電数及び接続率の推移ということで、例えば一番右にございませ6月のところの棒グラフの数字の見方をお示しいたしますと、総入電数が2万3,474件です。正常接続率が青色の棒グラフになるわけですが、これは児童相談所につながった件数を指すものでございませ。4,916件となります。この割合といたしまして接続率のはじき出されるわけですが、20.9%という現状があるわけです。

以前の10桁ダイヤルの時代から比べますと、まだまだ児童相談所につながる、本当に児童相談所につなげたいのにつながらない、そうしたところの率からいたしますと、まだ20%という低率な状況があるわけです。この要因といたしまして考えられることに、189する場合の郵便番号等の入力操作が必要であって、これが発信者の負担増につながっているといったことが考えられる。そうしたことから来年度、29年度の予算案におきましては、18ページになりますけれども、発信者の利便性向上を図るために、本年秋ごろを目途に携帯電話からの189につきましては、コールセンター方式を導入する仕組みを構築するというところで考えているところです。

資料につきまして、19ページからは職員の関係、児童福祉司でございませとかスーパーバイザー、諸々の職員等に関する概要。

25ページからは、一時保護所の概要。委託も含めた資料を用意させていただいております。

さらに30ページ以降は、さきの児童福祉法改正に関する体制強化に関する資料ということで、38ページまでを用意させていただきましたので、本日の意見交換などで必要な場合、適宜御参照いただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

後半で議論する基礎的な資料をいくつか提示、説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、これからはフリートークの形で、今日は11時半までの開催予定ですので、1時間強、11時過ぎまではこの時間がとれると思います。特に大きな時間設定、細かいテーマ設定はしていませんが、とりあえずそこに入る前に2番の支援策のところだけは分けて御意見なり質問をいただいて、あと、今後のあり方について3とか4はセットでそれぞれ自由に御意見をいただけたらと考えております。

2番の来年度予算も含めた支援策等について、何か質問なり御意見なりありますでしょうか。山田構成員、どうぞ。

○山田構成員 支援策というのは、児童相談所設置支援策ということですね。

まだ非公式なのですがすけれども、32年4月設置を目指しているある区と、33年4月設置を目指している別な区からインフォーマルに助言を求められていて、そのやりとりの中で、これから3カ年の準備を置いて32年4月設置しようとしている区の方から、スーパーバイザーの要件が4年にならないかというご意見が来ていて、でも、その方たちは結構要対協、子ども家庭支援センターで実務を担っているのです、それを実務経験期間に入れてあげれば十分、経験年数が5年になるのだけれども、これからということになると4年になってしまう。今年度を入れたとしても3年間で設置しようとするから4年ということになってしまうので、遡りができないかとか、もしそれが無理であれば、初年度だけでも経験年数4年でスーパーバイザーに任用してもらえないかというようなご意見がありました。

○山縣座長 ありがとうございます。

○奥山構成員 今のことに追加なのですがすけれども、幾ら何でも東京都さんが全部スーパーバイザーを出すというのは無理な話ですし、かといって例えば今おっしゃったように東京都の子供家庭支援センターの中には、かなり能力が培われてきている人もいますので、短期間でも見相のスーパーバイズ的なことができるようになる方は十分いると思うということ。もう一つは、かつて児童相談所にいた方を、非常勤としてのスーパーバイザーとして雇うということも考えられるのではないかと思います。そのような移行的な措置というのは考えないと、この時期難しい部分があるのではないかと思いますので、つけ加えておきます。

○山縣座長 ありがとうございます。

今のことに関連して、特に新設の見相さんの場合の例外というか、移行措置規定のようなものについて、ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○奥山構成員 もう一つ、確かに先ほど来、マニュアルをつくっていただけるということはあったのですがすけれども、資料を読むと、結局、新しい見相をつくるのは関連の都道府県にお任せといった予算に見えます。予算は多少国で補助もしますということなのでしょうが、内容はお任せになっていると思うのです。

しかし、例えばある県の中のある中核市が新しい見相をつくろうと思ったときに、県と

同じものをつくらなければならないわけではないですね。県と違った形でつくろうとしたときに、全部県に補助をお願いするというか、県に人材的にもいろいろな支援をお願いするというのは、違うのではないかと思うのです。そこの市が存在している県とやりとりせよというのはおかしな話なのではないかと思います。新たにつくるのだから、新たにいろいろな外から、県以外からの支援が必要なのではないのでしょうか。国からのお金だけではなくて、人材とかそういうことに関しても所在している県とのやりとりに限ってしまわないほうがいいだろうと思います。

○山田構成員 それと関連してなのですけれども、専門委員会のときのヒアリングで横須賀市さんが来てくれましたかね。横須賀市が中核市として児相を持ったときに、神奈川県モデルをそのまま導入した関係で、中核市ですから、区がないにもかかわらず、市と児童相談所と2カ所に通告窓口をつくったのです。県をモデルにしてしまうと、そういう不合理が生じてしまうので、中核市は中核市、特別区は特別区のスタイルというものがあるはずですから、奥山先生がおっしゃるように都道府県の受け売りというか、同じものをつくっても、せつかく中核市や特別区に児童相談所を設置できる、中核市は既に設置できるのですけれども、特別区に設置できる規定になった意味が違ってしまわないかという危惧は感じています。

○山縣座長 藤林構成員、どうぞ。

○藤林構成員 かなり昔のことなのですけれども、たしか平成14年か13年ごろに大阪市の児童相談所が当時、今もそうですが、虐待対応の非常に先進児童相談所ということで、私どもの福岡市の虐待対応のケースワーカーを1カ月間受け入れてもらったというのがありました。この1カ月間の経験というのは、非常に後々効果がありまして、それまで福岡市は全然虐待対応ができていなかったのが、行った職員が中核となって今に至るところがあったと思います。

その意味で今から児童相談所をつくる中核市または特別区の職員が、先ほど奥山先生が言われたみたいに、その所属する都道府県だけでなく、受け入れる児童相談所は政令市でも中核市でも、どこでも受け入れていけるような仕組みが必要と思うのと、受け入れる側の児童相談所にも協力をお願いするような、都道府県を越えて行ける仕組みとか、何らかの予算が必要かどうかよくわからないのですけれども、そういったことも検討いただければいいのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 では、八木構成員。

○八木構成員 先ほどお話がありました中核市の児童相談所なのですけれども、まず1つ、都道府県にある児童相談所と政令市と全く異なるところが、基礎自治体があるかどうかということだと思うのです。

例えば都道府県であれば、市町村が基礎自治体として支援的な窓口になります。政令市だと区があります。中核市はそれがなく、両方を持たなければいけないということになっ

てきて、先ほど山田構成員がおっしゃったように、中核市の児童相談所が今までの都道府県の児童相談所をそのまま模したものが、果たしていいのかということです。そういった意味ではこれから中核市児童相談所の在り方を検討していく必要があると思います。

もう一つは一時保護所についてです。大阪では年に2回、中核市だけが集まって情報交換をしています。また最近では、近畿の中核市でも児童相談所設置についてや支援のあり方を検討しているのですけれども、そこで感じるがあります。たとえば、大阪は4つ中核市があり、兵庫県も3つあります。そういったところの中核市で、もし大阪であれば大阪の中で今、大阪府の児童相談所の一時保護所が2カ所あるのですが、4つの中核市が各市で一時保護所をつくると、それを超える4つの一時保護所が作られることになり、大阪府内として3倍の6カ所になります。一方で都道府県に1中核市の場合もあるのです。

それぞれせっかく中核市が児童相談所をつくるのであれば、都道府県の児童相談所とはまた違う形があってもいいのではないかと思います。

○山縣座長 影山構成員、どうぞ。

○影山構成員 2つ。1つは人材の派遣等の話で、確かに東京都の児童相談所は区設置ということで23区あるわけで、それが全て東京で派遣を受け入れられるかというのは、やはりこれはかなり難しいだろう。東京の場合は市部も当然ございますので、派遣の部分についても今までも区市職員、いわゆる区市町村支援の人材育成ということで職員派遣を受けています。必ずしもこれからも児相を設置するところだけの職員を受けるということではなくて、児相を設置しない区市町村職員についても当然、研修の一環として受けていこうと考えています。今までも年間20人ぐらい受けていますけれども、来年度以降は30人強で少し体制を強化しようと思っています。そうは言っても希望する区が全部受けられるかというと、これはなかなか難しい。いろいろお話があったように、これはもう少し広い意味で考えていただかないと、難しいかなというのが1つでございます。

もう一つ、今、八木構成員もお話されたところで、中核市あるいは特別区の児相設置と言ったとき、そのモデルをある程度考えていかなければいけないのだろう。例えば今ある横須賀市さんについて言えば、やはり児相の窓口と、もともと市の部分で受ける相談窓口、両方を設けているわけです。一方で金沢市なんかは、ある意味で児童相談所がワンストップ的に受けているというようなところがあるので、今後これをどのようにしていくのか。この辺のところをある程度、今、ガイドラインというお話がありましたけれども、ある程度示していかないと、なかなか難しいかなと。私の頭の中でも児童相談所というと、その自治体の中に当然児相機能があり、一方で一番身近な市町村部分があるのだろうというイメージがある意味で抜け切らないので、その辺のところをどのように考えていくかというのは、一定程度の議論が必要だろうと思っています。

○山縣座長 安部構成員、どうぞ。

○安部構成員 今まで、ここ10年間で政令市はかなりできていて、その中で児童相談所設置から2年後に一時保護所開設。その間は移行措置というか、県の一時保護所を借りてい

るという状態だったのですけれども、1ページのロードマップを見ると、児童相談所設置と同時に一時保護所も開設と書いてあって、形の上ではこうかもしれないけれども、一時保護所の建設とか運営というのはかなり負担なので、1つは時間的な、私が知っている限り、ほとんどの新設児童相談所は一時保護所を2年後につくっている感じがするので、それを書いてあげたほうがいいかもしれないということと、もう一つは児童相談所の今の大都市圏の満杯状態を考えると、新しい一時保護所をつくったほうが、身近なところで一時保護ができたほうがいいですけれども、県との共同利用みたいな、だから必ず児童相談所を設置したら一時保護所も設置しなければいけないかどうかというのは、議論してもいいのかなと思ったりもしました。

以上です。

○山縣座長 西澤座長代理、どうぞ。

○西澤座長代理 遅刻して済みません。体調不良で、ようやく文脈が読めたので話します。

まず私としては、それが可能かどうかわかりませんが、タスクフォースみたいなものをつくって、この機会を利用して、今までにない児童相談所のあり方というものを試行的にやっていく。例えば今、一時保護所の話が出ましたけれども、一時保護所は私は持たないほうがいいと思っています。むしろそれまでの時間をかけて一時保護を担える里親を開拓するであるとか、あるいは小規模の施設に一時保護を委託できるような形にして、一時保護所の改革もすごく必要ではないですか。

今度、NHKが取り上げるみたいですがけれども、そのような一時保護所の現状を見ると惨憺たるところが多いですよ。全部とは言いませんけれども、そこをまた間借りするとか、同じようなコピーをつくるというのは、今回の改革の大きな理念を逸脱するような気がするのです。

あるいは前の会議のときにその話が出ていた一時保護所の機能分化というものがあるわけです。そうすると、先行してそれをやれるような体制をワーキンググループではなくてそれこそタスクフォースをつくって、先生方にも入ってもらって、現場の人と一緒にモデルをつくっていくぐらいのことをやらないと、新しいだめな児相をふやすだけみたいなことになるのではないかと、藤林先生は笑っていらっしゃいますけれども、いや、だってそういうふうに思っているでしょう。そのように思うので、本当に好機と捉えてやったほうが私はいいような気がします。

○山縣座長 今の西澤構成員の意見は、後半のほうで一緒に議論します。児相全体の改革の中にきっと絡めたほうがいいのではないかと思いますので、そちらは無視するわけではなくて、後半に議論します。

では奥山構成員、どうぞ。

○奥山構成員 とはいえ、やはり児相全体の改革の中に先取りしていく部分もあると思います。専門員会の報告書を抜粋していただいたのですけれども、ぜひもう一カ所抜粋しておいてほしかったなというのが一時保護のところ、専門委員会の報告書の中で一時保護

だけではないのですけれども、13～15ページで、15ページは一時保護、アセスメント機能の整備に関して書いてあるところだと思うのですが、16ページのところになるべく委託のほうを進めるべきであるというようなことも書いてあるのです。

この大きな流れをつかんだ上で、新しい児童相談所をつくるのならどうするべきかというのは考えていくべきでしょう。また、もう一つの検討会のほうでこの間から内容に関して検討しておりますが、改正児童福祉法第3条の2で、子どもが家庭で育つべきであって、家庭でどうしても育てられないときには家庭と同様の養育環境で育つべきであるとされています。当然、一時保護所もその中に入るはずですので、そのようなことを含めて、どういう方向性が必要なのかという大きな流れを見る必要があります。せっかくだから、その先に行かないと、今と同じものをつくって、また変えるのという話になるので、そこは押さえておいたほうがいいのではないかと思います。

○山縣座長 坂入構成員、どうぞ。

○坂入構成員 まず私は葛飾区の職員ですけれども、特別区、葛飾区を代表してここにいるわけがありません。あくまでも市区町村において長く児童虐待問題にかかわってきた実務者としてのお話をさせていただきたいと思います。

御指摘のように、新たに児童相談所を設置するに当たりまして、東京都の児童相談所の業務を見てくる中で、そこでの限界であるとかいうことは区の中でいろいろ議論をして、ほかの自治体であるとか、特に一時保護所はこういうふうにありたいというところの議論をしているところでございますし、また今後もいろいろなあり方について検討していかなければならないかなと思っております。

ただ、東京都は児童相談所を設置運営する中で、現場にいる職員は実に献身的に、真摯に仕事に取り組んでこられたと思います。しかし、残念ながら東京は児童虐待対応件数が余りにも多く、大阪に次ぐ2位ということがずっと続いてきました。また、これに関して児童福祉司の配置人数が最も少ないという状態がずっと続いておりました。

一時保護所も非常に充足率が高く、在所期間も長くなりがちなのは、困難なケースが多いこともそうですけれども、一時保護所の不足や、その先の社会的養護の不足によるものと思います。決定的な人的、物理的、社会的資源の不足は、現場の皆さんのこれまでの工夫や尽力にもかかわらず、これを十分に補えるものではなかったかなと思います。そういう意味では、この4月より特別区の児童相談所が設置できるようになりましたということは、大きな希望だと思います。

それから、各区から今ロードマップであり、計画が出てきているところですが、大幅に現在の児童福祉司、児童心理司、一時保護所の定員枠や児童指導員の数は大幅に増える見込みでございます。こういう意味では単純な数の面では改善されることと思っておりますけれども、ただ、同時にいろいろな問題が出てくると思っております。

自治体、区においてはいろいろな人口の区があります。まず組織的な対応力についてというところですが、人口規模の小さい自治体は、児童虐待の対応件数も少ないため、

組織的な対応力が向上していかない懸念があります。虐待対応力は資格のある職員の数をそろえるだけではなく、経験が少なければ個人としても組織としても対応力は上がっていかない。発見の困難なケースや対応の困難なケースに対し、医療を初めとした関係機関との連携等により経験値を上げなければならない。5年、10年に一度しか28条ケースに遭遇しないような、幸いにして平和な児童相談所ではやむを得ず保護者と対立するような場面がおとずれたときに、個人としても組織としても適切な対応ができるか私は疑問があります。

人事異動に関しても同一組織内で行われることから、せっかく児童相談所で経験を積んでも自区内に児童相談所が1カ所しかなければ、他の部署に異動するしかありません。広域的な人事異動ができる仕組みが必要と考えております。

職員の育成についてですけれども、児童相談所は土地と建物と人があればできるものではありません。児童福祉司あるいは心理司として派遣研修に出すだけでは不十分だと思います。私がお世話になった児童相談所の職員さんで、子どもときちんと向き合っておられるなど感じるのは、直営の児童養護施設や児童自立支援施設で子どもの姿、子どもの施設の中での暮らしや施設を巣立った子どもたちを送り出してきた経験をした方だからこそ、子どもたちなり保護者なり、あるいは施設の職員さんとも対応できているのだと思います。この経験は、残念ながら区の中では今ないのです。そういった子どもの先々も含めたことも見られる職員を育成していくことが大事だと思います。そういう意味では児童相談所の児童福祉司としての経験だけではなく、児童養護施設や一時保護所の職員の経験をすることも大切なのかなと思います。

3つ目は情報共有についてです。児童虐待対応で大切なのは、特に初期においてはその家庭に関する情報になります。人口が集中して賃貸住宅も多く、人口の流動性の高い都市においてはケースはしばしば転居していきます。現在、東京都の児童相談所としてどこの児童相談所でも、都内での係属歴は広域的に遡って知ることができます。転居に伴う情報連携のまずさを一因とする虐待死亡事例は多くあります。自治体の保有個人情報を共有できる仕組みがなければ、児童相談所の数ばかり増えても、今、東京都に1つに集約された情報が23に分散してしまっていて、組織間のすき間が増えるだけになってしまいます。22の区の児童相談所と都の児童相談所が情報共有できるシステム、これは法的な整備も含めてかもしれませんけれども、これがなければぶつ切りになってしまうと思います。

いずれにしても、これまでに児童相談所を持ったことがない区が児童相談所を設置することができるようになったことで、児童相談所を設置することが目的のようにとられてしまっている危惧を抱いております。あくまでも児童相談所は児童福祉行政の1つの機関でしかない。その先の社会的養護や児童の自立と、その先まで子どもたちに責任を持って支えていくことの理解をもっと深めていく必要があると考えております。

仮に22区に児童相談所が設置されるとなると、22区が設置を希望しているところがございますけれども、東京都の人口1,300万人のうち、860万人余りの人口を22のそれぞれ独立

した児童相談所が児童相談業務を行うことになってしまいます。これまで県の中に政令市や中核市が1、2カ所児童相談所を設置するのは異なり、都の人口の60%以上を各区の児童相談所がばらばらに対応することになってしまいます。おのずと広域自治体としての都道府県の役割も変わらざるを得ないのかなと思います。

その中での法的な整備も必要かなと思います。1つには中央児童相談所機能。これは児童相談所設置市は、県の中に1カ所となっておりますけれども、そういう意味では東京都と各区の役割というのは別々になってしまう。中央児相を設置するのであれば、各区の中に設置する形になってしまいます。中央児童相談所の役割として情報調整、技術的援助、情報提供等の役割があると思います。これをこれまでの枠組みではなく、広域自治体としての都道府県の役割として、各区に設置された児童相談所がもちろんそれぞれの独立性は担保する必要があると思いますけれども、それをサポートするような中央児相機能というのは、都道府県にしっかりと持っていただきたいと考えております。

すみません、長くなりました。

○山縣座長 ありがとうございます。

ここで一旦議論を整理させてください。私のイメージを言うと、後半の議論がかなり始めているので、一旦ある程度合意あるいは事務局の事実確認をしたかった部分、2つを明らかにしておきたいと思います。

今回これまで皆さんで議論いただいた人材研修、児相の3つの研修が法定化されて、そこに対する中身をつくっていただきました。その対象は、特にスーパーバイザーというところが中心でしたけれども、対象規定に対して新設のところでは対応が難しい部分がある。それに対する対応策が可能なかどうか。あるいは委員さんのほうが、いや、せっかくなかったのだから、最初から例外規定でやってもらったら困るという意見があるかもしれない。現実論としてそれは、私の感覚でも仕方がないではないかという感想を個人的には持っています。その辺の委員さんのせっかくなってきた部分が、新設部分は確かに余り意識していなかったかもしれないというのがあります。そこについて構成員の意見の追加があればいただくことと、それに対して後で事務局のほうの今のお考えを示していただければと思います。

2点目は、新設の設置支援に関して資料とか説明、絵面だけで捉えると新設の希望しておられるところの都道府県との関係の絵面に見えるけれども、例えばレベルですよ。新設で指定都市でつくる場合、あるいは中核市対中核市という支援関係、連協関係といえますか、特別区は恐らく中核市型といえますか、そういうイメージになるのではないかと考えていて、そういうところはこの絵では排除されているのか、予算はそういう形で使ってもいいですよと、ある県との関係のみではいかなものかといえば意見が出ておりますので、これはストレートに事務局から答えていただいたらいいと思います。

3点目は後段に残したいと思います。一時保護所を含めた児童相談所のあり方。かなり東京のほうにたくさんできてきた場合に、都全体との関係、相談体制のあり方についてど



う考えるか。その辺については最初の2つを片づけて入らせていただきたいと思います。

まず1つ目のほうですけれども、研修についてある程度柔軟性を持たせてもいいのではないかというのが二方から意見が出ていましたが、いかがですか。そのような形で我々の委員会は考えていくということでもいいのか、きっちり守ってほしいということなのか、その辺で意見を聞いて、事務局にお考えをと思います。

○影山構成員 特にスーパーバイズの部分なのですけれども、東京の場合、子供家庭支援センターが児家センとは違うという法律の枠組みがかぶっていないということで、職種の経験にカウントされないような形なのです。今までも国にもその辺のところはちゃんとカウントできるようにお願いしてきた経緯がございます。

子供家庭支援センターできちんとしたポジションで仕事をされてきた方というのは、ある意味で児童福祉司に準じるような経験というところで認めていっていただいたほうがいいだろう。その上できちんと研修を受けていただくということで、もう一回そこを振り返って整理をするという形でやったほうがいいかなと考えます。

○山田構成員 おっしゃるとおりで、子家センの業務をちゃんと遡って入れていただければ、5年になる人たちもかなりの数いるのです。だから、そこをどう捉えるかだと思います。

○坂入構成員 子供家庭支援センターで仕事をしているのですけれども、子供家庭支援センターの業務だけでそれが十分に満たせるのかということでは、不十分だと思います。

子供家庭支援センターは送致をして、そこから先の在宅支援ももちろんございますけれども、児童相談所の業務でやはり難しいのは保護した後、保護者と対立関係になり、そこからどう援助関係を結んでいくのか。子どもと話をし、保護者と対応するという部分は必須だと思います。その部分は残念ながら子供家庭支援センターではほとんどではなくて、やってきておりません。子供家庭支援センターでの経験をもろろん十分に酌んでいただきたいと思いますのですけれども、どうしても児童相談所での経験、そういった保護者との対立であるとか、あるいはスーパーバイザーとして部下を育成していく、その経験は必須だと考えております。

○山縣座長 基本的には坂入構成員からは業務の違いがあるのではというのがありました。一方、複数の構成員から、厳密には今、範囲を決めておられませんが、特に新設が多いというので、区の話で都の単独事業を例にしたものになっていましたが、認める業務の範囲といいますか、どこまでを柔軟化できるのかという話。それから、その経験年数、単純に1年経験していたら1と読むのか、0.5と読むのか、今のように全てを経験しているわけではないからカウントのウエイトを変えましょうという考え方もあるかもしれませんし、そういう形でやったとしても経過措置、ずっとそれを残していくのか、どこかで5年間の間はというふう限定しておくのか、その辺を含めて事務局のイメージが何かあるのかどうか。先ほど言いました2つ目の設置支援のことも含めて、現段階でお答えいただけたらと思います。

○山本内閣官房内閣審議官 まず1点目についてお答えをさせていただければと思います。

子供家庭支援センターの経験をカウントするかどうかということについては、他のワーキンググループの構成員との議論の場でも要望として出てきているというふうに考えております。特別区の児相を設置する支援に当たりまして、何らかの移行的な措置、経過措置になるのかどうかなのですけれども、それが必要ではないかという御意見は多数いただいております。どのような形が考えられるかというのは後半とも絡んでくるかと思っておりますけれども、皆様の御議論を参考にさせていただきながら、設置が促進されるような対応を考えていきたいと思っています。

○山縣座長 1つ目はそれで、委員のほうもそのような形で考えておられる。特別区の例だったけれども、それは中核市の要対協、調整担当者のカウントをどうするかとか、きっとそのようなところになるのではないかと思います。

では、今のことに関連して、どうぞ。

○影山構成員 ありがとうございます。ぜひその方向でお願いしたいのですけれども、ただ、逆に丸々5年間そこをやったから、これでスーパーバイザーをやるというのは無理があるだろう。ある意味でそこをベースにしながら、プラスアルファ児童福祉司の派遣等できちんとやっていただいた上で、スーパーバイズというような整理をお願いしたいと思います。

○山縣座長 その辺が先ほど言ったカウントをどうするかとか、完成するともう一回受け取ってもらうという制度にするととか、そういうところはまた細かい話ですので、とりあえず可能性があるということだけを、どのぐらいの範囲にするかということは委員会との関係でも議論をすることにしたいと思います。

2点目のほう、新設の設置支援に関して所在している県との関係だけでこの図を読んでいくのか、予算、コストを読んでいくのかということだったと思うのですが、お願いします。

○事務局 研修、人材育成のほうでは前回、義務研修についてこのワーキングでも御議論いただいたところですが、今般、作成しております通知文の中でも、先ほどもちらっとお話させていただきましたが、法定対象者以外の方の受講も可能としているような方向でつくっているところで、では他の自治体の研修が実際に受けることができないのかということについて、そうしたできないといったことまではありませんので、そこは御理解いただければと思います。

○山縣座長 ちょっとずれたかもしれない。例えばで言うと、この4ページの絵がよその県とか、よその中核市、児相を設置している中核市はオーケーなのかとか、そういうのを質問したかったのです。

○竹内虐待防止対策推進室長 今、座長から御説明いただきましたけれども、特に児童相談所に赴くといったときに、その児童相談所は都道府県の児相でないといけないという縛りはありませんので、他の都道府県の児童相談所に研修に伺った場合の補助職員について

も補助の対象になるということでございます。

○山縣座長 ここはもうクリアできているということ。

では、どうも議論の中身に皆さん非常に興味があるということなので、資料3、資料4も含めて。

今のことですか。

○奥山構成員 そのようにできますよと、国としての予算としてはそうなのですよというものがあっても、その他の各県でも受け入れは結構大変ですし、今の時期、こういう法律で5年間の中で促進しましょうということになっているので、なるべくできるだけ受け入れてくださいという何らかのアクションは必要なのではないかと思うのです。

○山縣座長 お願いの文書を出していただくということでしょうか。

局長、お願いします。

○吉田雇用均等・児童家庭局長 これからも出てくると思いますが、今、御議論いただいているような内容、御意見の中で、それぞれニュアンスがあるところについては、それを受けとめながらということになりましょうし、大方、今日お集まりの先生方で今の点なんかは、方向が1つになっているわけですから、私ども行政がいろいろと担当の課長さんたちにお集まりいただく、それは都道府県の方であったり、あるいは中核市の方とか、いろいろな機会がございますので、そういうときに例えば自分の県だけではないよ、頭を柔らかくして考えたら。あるいは逆に言うと自分のところの市でない形で受け入れていただくようなことも考えてねと。もし支障があるならば、どういう支障があるか、これまでの準備期間の中で我々に教えていただいて、国としてそこを応援できる、あるいは障害を取り外すことができるならば、そういう形で動きますよということとか、あるいは先ほど来、お話がありましたように新しい児相を考える当たっては、今ある児相のコピーをやるのではなくて、いろいろな流れを見ながら御議論いただくことが、これは指示はできないのですが、我々としては望んでいるというメッセージをいろいろな機会に発することには努力したいと思います。

○山縣座長 どうぞ。

○藤林構成員 今に関連しまして、今までの枠組みにとらわれない児童相談所のあり方を構想していく際に、先ほど八木構成員が言われたように、中核市がつくっていく場合にモデルになるところというのは、現在、金沢と横須賀だけなのです。金沢と横須賀に全ての中核市の方が行くというのもなかなか大変なことであるのと、金沢、横須賀は独自の発展をされているわけなので、そう考えると今後、新たなあり方を考える場合に国内だけで考えるのではなくて、海外の、特に基礎自治体が支援もやる、児童保護も行っているような、しかも人口規模が40万とか50万といったところを、研究とか、また、調査に行く。そこに今から児童相談所を設置する自治体の職員が参加するといったことも検討いただけたらいいのではないかと思います。

○山縣座長 ここはきっと自治体に予算をつけてというのもなかなか難しいかもしれない。

言われるとおり研究とかできっちりした事実をつかんできていただいて、それを広めていただくところに参加というのはきっとあり得るのではないかと思います。

今の2つについてはこれぐらいにさせていただいて、これからの通告と児童相談所の業務のあり方という大きく2つにこのワーキングは課題をいただいておりますので、資料3ですね。

どうぞ。

○相澤構成員 座長、その前に一言いいですか。児童相談所を設置する上で、私が気にしているのはケース移管の問題です。子どもへの影響がすごく大きいだろうなど。つまり子どもの支援を継続していくという意味ではケース移管は重要な問題です。例えば東京都の場合ですと23区に児童相談所が一斉にでき上がる。そのときに子どものケースを移管する、その移管のやり方によっては非常に重篤な事態に陥るケースも出てくると思いますので、ケース移管の問題についてもきちんと考えておいていただきたいと思います。

○山縣座長 非常に重要な点をありがとうございました。子どもたちがこの改革の中で犠牲になってはいけないということ、中途半端になってはいけないと思います。

○藤林構成員 今のと関連して、一時保護所のことも含めて、次の課題に議論が行ってしまうのでここで言うとおこうと思います。私のところに、昨年から、いくつかの中核市または特別区の方が相談に来られて、よく話し合っているのですけれども、一時保護所の設置というのは、土地を確保して、設計に入って、住民に説明に行くことを考えると、早く一時保護所のあり方、直営でいくのか、直営できない場合は一時保護里親をどのように養成するのか、または施設に委託するのであればどうあるべきなのかというのは、もう少し早いスピード感で考えていくべきではないかというのが1点です。

もう一つ、話していて感じたところは、児童相談所を設置した自治体の社会的養護の体制のあり方ということで、その自治体が例えば乳児院を持っていないとか、管内に児童養護施設がない場合に、では、あえて今の時代に乳児院をつくるのかということのも、それでいいのかどうかということもあるわけなのです。この準備期間の間に里親の養成、またはどのような子どもを施設入所措置のままとどめておくのか、または基礎自治体以外の施設を定員協定でやっていくのかということも含めた社会的養護の準備体制が今、相澤さんが言われたケース移管も含めてとても重要な課題ではないかと思います。

○山田構成員 簡単に1点だけ。後半なのか今なのかよくわからないのですが、里親の中で親族里親の活用について、もう少し要件を広げることにはできないのでしょうか。それでだいぶ一時保護の際、何とかやりくりできるケースがあるのではないかと思いますので、親権者両方が亡くなっていないと親族里親の要件を満たさないとか、いろいろな規定、縛りがあって、都道府県によって違うのかもしれないのですが、運用でそのようになっているようです。

○山縣座長 運用でやっているということですか。

○西澤座長代理 いや、それは聞いたことがないです。

○山田構成員 この前、親権を持たない父親がいる家庭で親権者である母親から虐待されているときに、おじ・おばのところに保護してもらえないのですか、住まわせてもらえないのですかと言ったら、親権を持たないけれども、父親が生きているから、親族里親の要件に入りませんと言われた子がいたのです。

○西澤座長代理 それは親族里親以前の問題です。

○藤林構成員 事務局から説明があると思うのですが、親族里親の範囲というのはたしか23年に大分拡大されたわけですが、例えば虐待を受けた子どもが親族里親に委託できるということについては、ちゃんと書かれていない。そこは自治体によってばらつきがあったり、おじ、おばは親族による養育里親なので、虐待を受けている子どもはおじ、おばには行けるけれども、祖父母は純粋親族里親なので、そこが自治体によっては委託できたりできなかったりといった問題があったりするわけです。ですから、今回の児童福祉法改正をもとに親族里親の運用とか範囲は、もう少し明確にさせていただいたほうが実務に合うのではないかと思います。

○山縣座長 ちょっと待ってください。このままいくと座長が無視されそうなので。

私の言葉が足りなかったかもしれません。児童相談所業務のあり方のところには一時保護の話とか、当然その業務を遂行する際の社会的養護関係施設です。今は乳児院の話で藤林構成員は出されましたけれども、恐らく児童福祉法との関係で言うと、とりあえず児童自立支援施設のほうに先に議論すべきであって、それを含めて自立支援施設の設置は都道府県はするのです。他の施設は別につくってもつくらなくてもいい。

○西澤座長代理 児童自立支援施設は要らないのではないかと。

○山縣座長 だからそういうことを議論する。なぜ児童自立支援施設だけなのかということも、施設に関しては里親も含めて業務のあり方の範囲の中に入れていたと今、思っていますけれども、いかがでしょうか。

○影山構成員 そこまでこのワーキングでやるのですか。

○山縣座長 どうするかまでは言うことはないです。この業務の中で例えば措置を自分のところの範囲内で全部完結する必要があるはずもないんだという考え方をするかどうかだけであると思います。実際に定員を分割して結構やっていますよね。ここが何々市分で、Aの施設は大体定員を数カ所の、そういうふうなことでいいのではないかと。例えばそういうことです。

○奥山構成員 座長がおっしゃった後半の議論というのは？

○山縣座長 この中身に関することです。今年のあり方委員会の中から抜き出されたもので、ここに一時保護などが抜き出せていないから、一時保護のところを入れましょうという意味です。

○奥山構成員 ただ、新しくつくる中核市、23区に関しては、終わりにしますということなのですか。

○山縣座長 いえいえ、児童相談所業務のあり方の中で当然。

○奥山構成員 わかりました。そう思っていたので焦ってみんな。

○山縣座長 だから児童相談所業務のあり方と言うと、都道府県レベルで管内に基礎自治体を持っているタイプの業務と、政令指定都市で区を持っているタイプのところと、すなわち区に相談窓口がある前提で、プラス中核市というほっておけば1カ所型になるようなタイプの業務のあり方は、ここで議論しようではないかということです。一括して児童相談所は全てこのようなやり方にしましょうという答えの出し方もあるだろうし、設置レベルによって中身が違ってもいいという考え方もあるだろうし、しかもここは報告書で機能分割論まで出ていますので、それをそれぞれのマトリックスの中でどうするか、そういう議論をしたいなと思っていたのですが、通じていませんでしたか。

○奥山構成員 今は中核市と23区の話をしようとすると、圧倒的に、23区がすごく多いのです。そちらをどうするかという問題が1つあると思うのです。先ほどの坂入先生のお話のように。

1つは23区の場合も区長会のほうで大きいところと小さいところに分けて、それぞれどういう形にしようかという構想みたいなものは、以前に出されていたとは思いますが、やはり今23区をどうするか非常に大きな問題ではあるだろうなと思います。先ほど中央児相みたいなものを都としてやってほしいというような意見があったのですが、先ほど来、出ているように都道府県レベルの児相とやり方がかなり変わってくることを考えると、全てを東京都がおまとめしますよというのではなくて、区が集まった形の連絡会議を端緒として、それが1つの組織になるような何かがあって、お互いのやりとりができる組織を作ることが必要でしょう。それから、そこに都も一緒に入ってもらって、何かができるというようなことをつくっていく必要はあるのだろうなと思います。国の会議でこれと言ってどうするのかなとも思いますが。

○山縣座長 そういうことをとりあえず今日はいろいろなアイデアを出していただいて、その中で今後の柱立てといたしますか、今回はそのうちのこういうところの議論をしましょうという。ただ、今日は縛ることは全くなくて、とにかく今後のスケジュールでどのようなテーマを拾い出していけるか。限られた時間の中でやるべきことで、その中に今の23区、ほぼ同じレベルの形で新設がどんと短期間に行われる、ここをこの委員会の議論として例えば1回きっちりやるのかどうか。その辺も含めて後で事務局等と、座長代理と一緒に議論をまとめていこうと思いますので、今日の段階はとりあえず議論のポイントだけ、こういうことを議論してほしいというところを昨年3月の報告書をベースに、何もかもはできません。できたらこういう範囲内ですと思っています。

どうぞ。

○山田構成員 では後半に行くということでよろしいですね。

○山縣座長 結構です。よろしいですか。

○影山構成員 後半に行く前に、余りこだわってしまったら進まないで申しわけない、足を引っ張っているつもりはないのですけれども、そうしますと今、政令で指定した区あ

るいは市設置ですけれども、この部分については現行の例えば一時保護必置であるとか、あるいはその辺のところは改めてこれから議論していくということで、その辺はやるのだったら早急に出さないと、多分、東京の場合、各区は検討を始めているわけです。その前提として当然のことながら私どももお話しする中で、一時保護所は必置ですよ。それなりに整備して、もしやるのなら早目に土地選定を含めてというところは考えないとやれませんよ、できないですよという話も当然させていただくようになるので、もし極端な話、そこが要らないということも話が出れば、全然話の組み立て方が違ってきてしまう、あるいは施設の話もそうです。

○山縣座長 通知レベルで対応できるものと、法改正まで伴うものは当然早くやらないといけない。通知はその芽だしという。

○山本内閣官房内閣審議官 今の段階でお答えいたしますと、一時保護所については3つの方法がありまして、自ら設置をするか、共同設置するか、さらに委託するというやり方があるわけです。それは現行法上どれもとれることになっています。

あとはそうした前提のもとに、こうした進め方があることについて対外的に、スピード感を持って早くお知らせしていくことが、準備のためにも必要ではないかと考えております。

○山縣座長 ありがとうございます。

ではよろしいですか。もう心置きなく。では山田構成員。

○山田構成員 資料をつくったのでぜひ見ていただこうと思ひまして、山田構成員提出資料、資料6になります。先ほど藤林構成員から海外の事情もということなので、最初に昨年ポートランドを視察してきたとき、10名で田崎構成員も含めて行ってきたのですが、その報告書を入れてありますので、お時間があるときにこちらを読んでいただければと思います。

その後ろにポンチ図が、通し番号の49のところにあって、これは専門委員会の報告書には載りませんでしたけれども、報告書の原案などを考えているときに専門委員会にも提出させていただいた図柄になります。このイメージを持っていただいて、議論に役立てていただければというのが発言の趣旨です。

コールセンターについては、先ほどの事務局のご説明だと、ことしの秋から5割以上ある携帯電話からの189についてはオペレーターを置くということですが、オペレーターは別にアセスメントするわけではなくて、ただ、住居地に応じて回線をつなぐだけです。そういう意味でのコールセンターではなくて、きちんとトリアージのできるセンターを設置して、通告窓口を今、二元化されているものを一元化することが提言というか報告書にも出ていたし、児童相談所については調査保護機能と支援マネジメント機能を分けるということです。そして、一時保護所にはシェルターとしての機能だけではなくて、子どものアセスメント機能をつける、そのようなことが書いてあります。

今日はこちらは市町村の話ではないですけれども、市町村には名前としては地域子ども

家庭支援拠点になるのですかね。それと児相の支援マネジメント機関との連携というの  
ここには図式化しているところです。

1つ、今まで議論になっていなかったところで、今通常国会で110年ぶりの刑法改正がな  
されて、刑法上の性犯罪が非親告罪化されて、また、強姦罪は強制性交等罪というふうに  
名称が変わり、膣性交以外にも口腔性交や肛門性交も入るだろうというお話のようです。  
そして、その強制性交等罪については最低刑、今まで強姦罪は3年だったものが5年に引  
き上げられて、執行猶予はつかないような犯罪の枠組みになる。また、自分の監護する児  
童に対して性犯罪を犯した場合には、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪というものが  
新設されて、通常の強制わいせつ罪、強制性交等罪の場合、13歳以上が被害児の場合は暴  
行脅迫要件がつくのですけれども、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪については、暴行  
脅迫要件は被害児童が何歳であっても18歳未満であれば撤廃されるというような、大きな  
変革があります。

今まで児童相談所には、同居人やきょうだいによる性虐待はネグレクトに分類されてい  
たものも含めると、多分年間3,000人くらいのお子さんが性虐待の被害者さんということ  
で対応されてきていると思うのですけれども、そのうち警察が検挙しているのは年間110～  
150件ぐらいで数%しかないのです。これは親告罪だったために被害者や法定代理人からも  
告訴がないと起訴できなかったこともあって、子どもに処罰感情がないと告発などによっ  
て、警察側が情報が入ってこなかったということもあったのだと思うのですけれども、非  
親告罪化されて性虐待が通告された場合、これは公務員として告発の義務が生じてきてし  
まうので、相当警察との連携が重要になってくるのかなというあたりで、コールセンター  
も、もし設置するのであれば、ただ児童相談所に情報提供します、場合によっては泣き声  
通報とか面前DVだったら市町村に送りますというだけではなくて、性虐待の場合に情報を  
警察にも流さなければいけないということで、この辺は刑法改正とともにかなり早急に検  
討していかないといけない課題ではないかということをつけ加えさせていただきます。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山構成員、どうぞ。

○奥山構成員 先ほど資料4の17ページで、なかなかつながらない189だったのですけれど  
も、実は189ではなくても児相は電話がお話中になってしまうことが結構あるのです。緊急  
のときなんかは本当に困るのですけれども、うちの病院なんかはソーシャルワーカーさん  
が丁寧にもう一回かけ直したり、いろいろするからいいのですが、一般の医院さんなんか  
だったらお話中だったらいいやとあきらめてしまう危険性がかなりあるのです。基本的に  
通告先がお話中になるというのはまずいと思っているので、通告先は必ず通告が受けられ  
るという担保をするような場所でないとならないと思います。なのでこれから先、できれ  
ば一本化して、そこには必ずつながるといような形がとれるほうがいいのではないかと  
思います。

○山縣座長 今のは松原先生が座長で、資料3の報告書を昨年まとめていただいています



けれども、抜き出されている部分の2ページに関係してくると思うのですが、全体で構成員で共有をしたいのですが、ここでされていた議論で窓口の一本化だったかな、共有窓口という言葉が使われています。これは市町村とか都道府県を必ずしも指していない。外部委託なのか独立なのかよくわかりませんが、とりあえず行政でないものもイメージした共有の窓口という理解でいいのでしょうか。それともあくまでも行政機関としての窓口という議論だったのでしょうか。そこによって答えの出し方が違ってくるのかなと。

○影山構成員 資料3でまとめていただいたのですけれども、このまとめが必ずしも専門委員会の報告書提言を表したものにはなっていない。この後になお書きであるとか、こういった意見もあったというところが省かれているのです。だからさもこれだけが専門委員会でまとまった意見だというように見えてしまうので、これは直していただく必要があるのかなと。

あくまで専門委員会の中でこういう御意見があったり、あるいはこちらの1つの考え方である。1つの方法であるとか、そういうことで意見があったのは事実ですけれども、全員がこれに対して合意をして、これでいこうといったことでは必ずしもなかっただろう。外野で見ていた者ですけれども、そのように思うので、その辺のところはできればこちらの報告書にきちんと基づいて議論をしていく必要があるのだろうと思っています。

○奥山構成員 確かに13ページの窓口の一元化というものに関しては、いろいろ書いてあって、最後の3行に反対意見が1、2名だったと思うのですけれども、おられたのでその意見を少数意見も尊重という形で書いたというのが現状だと思います。

確かに全員一致というのはなかなか難しい話で、これもだから先ほど西澤先生がおっしゃったように、やったことがないので、本当にやったら成功するのと言われるとなかなか難しい部分は確かにあるだろうと思います。いろいろな面でモデル的にやるべきだということもあったので、こういう書き方になったというのが現状ではないかと思います。ただ、多数意見としては一元化をしないと、ここに書かれている問題は解決しないんだというものであったと思います。

○山縣座長 ごめんなさい、私が言いたかったのは、この報告書は厚労省も含めてまとめられているので、無視はできない。尊重はしないといけない。しかし、今日この中で構成員になられた方も半数いらっしゃらないかと思いますので、議論の経過の細かいところまである程度ネット等で見ていただいているとは思いますが、正直、私自身も全部わかっているわけではなくて、せいぜいこの報告書の表面的な部分しか見えていない。その辺で先ほど言ったように、例えば今の一元化のような話がどんな意見が多数派だったのか。その課題として少数派というか、賛同されなかった方はどういうところに疑問を感じておられたのか、その辺を座長としてイメージを伝えていただければなという、そういう。

○奥山構成員 すみません、座長ではないのです。

○山田構成員 私は反対ではないですけれども、反対意見の方がかなりおっしゃっていたことは、一本の電話でアセスメントなんかできないという話だったと思います。それにつ

いてはポートランドに行ってきて、一本の電話といっても、そこで全ての児童記録票がアクセスできるようになっている。保健情報とかにもアクセスできる。警察情報にもアクセスできる。過去の経歴が全部そこに入っているというような、州全体、オレゴン州全体で共有されているシステムが動いていて、通告受けると、それを見る。そしてまた、関係機関等からの通告電話はいったんペンディングしておいて、学校に調査の電話をかけるということで電話調査もする。一本の電話で自分たちが持っているデータにアクセスして、過去のデータを見直しながら現在進行形の所属機関とかそういったところにも、その場で確認できる内容は電話で確認してしまうという、そのぐらいの高い専門性を持ってコールセンター、トリアージセンターというのはホットラインという名前になっていますけれども、やっていました。ですので、そういったものをイメージしたいし、そういったものがつくれば、一本の電話でも十分緊急度や種別はもちろんですけれども、緊急度や重症度のアセスメントも、とりあえずの初期情報でできると考えています。

○笹川構成員 今の話題、トリアージセンター、コールセンターに関連してなのですが、オレゴンのレポートを読ませてもらいました。読ませてもらって、例えばこれが日本の県レベルの人口単位なのか、それとも州単位なのかということと、もう一つはこのやり方でやると今、先生がおっしゃったように、全ての子どもの情報にアクセスできるシステムが前提としてある。中身のコールセンターの職員なのですが、かなり専門性が高くて、なおかつ実際のソーシャルワークも経験したことがあり、希望すればその部署に移ることもできて、また戻ってくることもできるというような、もともとの基礎的な資格に専門性プラスアルファされ現任訓練もなされているということですね。そういう人材も含めたシステムが現状の日本でない中で、トリアージが果たしてできるのかどうか。

今ふと思ったときに、それが県レベルでそういうことを設置するという案が書かれているのですが、例えば県によって児童虐待対応件数が全然違う。大阪、東京のように非常にたくさんの虐待を受け付けている都道府県もあれば、奈良県は1,500なのですが、百何件とか200件という都道府県もある。同じように考えることが果たしてできるかどうかということ。

その辺のことを考えると、コールセンターをやるに当たって、目指すに当たって、何が必要な基盤なのか、必要な要件なのか。今、先生がおっしゃったように、1つは児童の情報にアクセスできるシステム体制を整えておく。そして、今ここに書いてあるように人材です。人の育成、ようやく児童福祉司とかの任用前後の義務研修に向けての動きが始まったばかりです。トリアージを担う人材はものすごく重要だと思うのです。その人材をどこがどういう形で養成するのか。この2点以外にどのような要件、基盤が必要なのかということ、このレポートを読ませていただいて考えました。コールセンターを実際にするための土台づくりをやらなければいけない。システムなどができるまでやったらいけないと言ったら、いつまでたってもできませんから、あるところで先生がおっしゃったように成功するかどうかかわからないけれども、やってみなければいけないのだと、前を向いて進め

ないんだという意見ももちろんそうだと思うのですが。日本の規模、都道府県の規模が全然違うということを踏まえての御意見をお伺いしたいと思います。

○山田構成員 オレゴン州自体は人口が数百万いるのですけれども、ホットラインが敷かれているところは、マルトノマー郡といって60万人口のポートランドと20万の小さなところを合わせて全部二十数村あって、合わせると60万+20万で大体80万のところホットラインなのです。平日、日中は各児童相談所で通告を受けます。そのほうが社会資源とアクセスしやすいので。だけれども、夜間と休日については、300万ぐらいいる全人口をそのマルトノマー郡に設置されているホットラインが全部受ける。そういう関係で夕方からは十数名の体制でインテークワーカーたちが待機をして、総数27~28人のメンバーでシフトを組んでやっているということです。ですので、むしろ平日、日中はほかの児相がとるので、ある程度人材は少なくても済むわけですけれども、夜間とか休日とか、また、夕方の通報件数の多いところで人材を配置するというシフトを組んでやっていました。

おっしゃるとおり、インテークワーカー、スクリーナーとオレゴン州は言っていますがけれども、スクリーナーになるためには児相、CPS (Child Protective Services) のソーシャルワーカーとして、3年以上の経験を持っていなければいけないという規定になっていて、子ども家庭福祉の全体構造、初期だけではなくて、その後どういう措置がなされていくか、どうやって自立していくかという流れが全てわかっている人でないとやってはいけないということです。

また、構造も今回行ったときに新しいシステムになっていましたけれども、電子化していることがすごく重要で、2006年ぐらいに電子化をして情報を全部共有、州全体同じシステムで動かすようにした。そして今回、新しいバージョンで少しレベルアップしたものを使っているということで、電子化ですので、システムさえ同じであればみんな一気にデータが入ってきますから、その点は日本でも区によって使っているデータの会社が違うということがあって、どうやってそこを共有、汎用させていくかというのは、テクニックは難しいかもしれませんが、電子化してしまえば情報の共有自体はそれほど困難ではないと聞いてきました。

○笹川構成員 今の話では、東京都などの区が多くあるところでは、かなりの規模のシステムになってくると思います。ところが先ほど言いましたような中核市が1つしかないという県ですと、そのような共有が果たしてできるかどうか、できないといけないのですけれども。もう一つのこの報告書の中にクロスレポート、いわゆる警察との情報共有という部分、先ほどの刑法改正に関連してくると思うのですけれども、その辺の体制がまだまだ十分ではないというところをコールセンターを考えるに当たって全体的な整備の中で位置づけないと。今年の9月からコールセンターとロードマップに書いてありますが、やるからには成功しなければいけないと思うのです。その辺のところの基盤整備をどうやってするのか。一元化の受付窓口をつくるための一番必要な部分というのは、どのようなことかなど。その辺の議論をしっかり踏まえないと、できたのはいいけれども、どうなのかとい

うのは。

○山田構成員 実際には去年、私の団体でスクリーナー研修を2日間でやったのですが、割ときちっと構造化されているので、その技術は先ほど言った児童相談所機能というものをちゃんとわきまえている人であれば、アメリカでは1日研修くらいでスクリーナーが育てられるということですから、枠組みをきちんとプロトコールをつくるというのが1つ重要になります。

それから、クロスレポートの件ですけれども、日本では去年の4月1日に警察庁が警視庁と道府県警察本部に対して埼玉県の狭山市事件、3歳の女の子が警察通報を受けたのに亡くなってしまったという事件を受けて、4月1日に、警察官は自分たちが見て虐待ではないと思っても、ちゃんと児童相談所が市町村に虐待通告がこれまでになかったどうかを照会しなさいという形になったので、少なくとも警察が児童虐待通報を受けた場合は、福祉機関に流れる道はできているのです。今どちらかという、児童福祉機関が持っているデータが警察に行かないということなのですけれども、やはり、警察の虐待対応体制がまだまだ不十分であるので、警察が情報を持ってしまうと暴走するのではないかという恐怖もあって、児相はなかなか出せないという現状だと思うのです。だから、アメリカのように心理的虐待であろうと何であろうと全数共有してクロスレポートにして、それで警察が、自分たちが介入すべき、捜査すべきものだけをピックアップして児相と一緒に動くというようなことはできなくて、日本の警察の場合、全部情報を流して、全部動いてしまうという形になってしまうと思うのです。だから、日本の場合、クロスレポートではなくて、それこそコールセンター化して、このケースは警察と一緒にいったほうがいいというものを選別できる能力のある人材をそこに置いて、警察を巻き込むケースについてはちゃんと警察に伝えるけれども、警察が入らないほうがいいケースは警察には伝えないというフィルターをここでかけたほうが、日本にとっては安全なのではないかというのは私の個人的な考えです。

○山縣座長 1つの話に深入りし過ぎていきますので、これはこれで海外の例としてコールセンターで一元化するときの議論のところで深めていきたいと思います。

先ほど田崎構成員、何か手を挙げられていましたか。

○田崎構成員 私は一元化はすごく賛成していて、ただ、アメリカを見てきて自分が思っていたものと違って、何が違ったかという、やはりスクリーナーがCPSの経験者なので、スクリーナーがちゃんと、これは区でやったほうがいいだろうとか、これは児相でもっと調査が必要だろう。あとは4割はスクリーンアウトといって、これは児相の調査も区の調査も要らないというものを振り分けてしまう。なのでアメリカは虐待の通告件数が日本と全然違うので、今、横浜もどんどん増えて、虐待対応チームがものすごい残業量になって、本当に十分なこともどんどんできなくなっている、このままいったら本当に日本の児相は潰れると私は思っていて、なのでアメリカのようなスクリーニングの制度はすごく必要だなと思ったのです。

スクリーナーの人にも質問をしたのですけれども、スクリーナーの仕事は決してすごく大変なわけではない。CPSは実働部隊なので、いろいろなところに調査に行きますけれども、そういう仕事をやっていた人は少し歳をとってきたとか、子育てをするというので、中でやるのだけれども、自分の専門性をきちんと生かしてやるということで、スクリーニングができるという形で、なのでやはりきちんと児童相談所の経験をした人がきちんとその専門性を持ってやる。ほかの児相の職員も調査とかがすごく楽になるということで、非常にいい制度だなと思いました。

○山縣座長 先ほど言った業務の話も、どのようなポイントがあるか少し芽出しをしてもらわないと、今後のスケジュールが組みづらいので、通告等の話はとりあえず一旦ここで、申しわけないのですけれども、終わらせてください。

○田崎構成員 この話は終わりですか。

○山縣座長 今日で完成するわけではなくて、要はどこにポイントがあるかというのを今日は明らかにしようと思っています。業務のあり方論のほうで先ほど既にわかっているのが、新設児相が多く出てくる中核市もしくは特別区について、早目にやったほうがいいですよという意見が今、出ているということだけ。

○衣斐構成員 そういう先進国に学べとか、先進県に学べとかいうのはあると思いますけれども、私がいた和歌山県などは3ページの「2 児童相談業務の在り方」に書いている小規模自治体の児童相談所に当たります。その自治体でも人口規模で児童相談所を設置しているというよりは、地域の広さで児相をつくっているというところもあると思うのです。

中核市に児童相談所を作るというのは人口規模による要因が大きいと思いますが、和歌山県であれば地理的に北部と南部で分けて2つの児童相談所があって、南のほうは人口とすれば20万ぐらいの地域なのです。それ以外のところでも70万ちょっとというようなことで、中核市の堺市などの100万人規模の自治体とほぼ同じようなところですが、でも県レベルですから地域がとても広い。

私自身が県内2つの両方で課長職とか次長職をやった経験から言うと、1つの児相が70万人対象で地域もかなり広いので、時間的効率の悪さも含めて、対応上の大変さは確かにあると思うのです。一方で、20万人規模の児童相談所だととても昔のよき児相だなというような雰囲気も味わいながら仕事ができたといいところはあったのです。だからこれははっきりした数字ではないですが、例えば京都府などが30万人を対象として3つあった。それが1つの地域だけ60万になったから、それをまた分割して4つにしたというような設置の仕方もある。一時保護所の様子なんかを聞いても割とゆったりしている。片や大阪市などは270万人いて1つの児相でやっている。そして一時保護所も1カ所だということもあった。それを最近、2つにする、3つにするということで分割を図っているということもある。

それは機能分割論とかいう以前に、都道府県レベルの児相を地域や人口規模をベースにして分割設置するというのも並行して必要なのではないかと考えていました。

中核市に設置できるというのも、もちろんそれに準ずる形にはなるかと思うし、設置の方向で否定するものではないですが、都道府県で児童相談所を分割設置していくというあたりがどのように進めたらいいのかなという気持ちを持っておりました。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。では増沢構成員から。

○増沢構成員 今の御意見にも重なるところだと思うのですが、これまで都市と地方との違いということが盛んに論議されてきていますね。そもそも児童相談所がカバーする適正規模はどうかという議論がまず前提ではないかと思うのです。その上で児童相談所をふやして、その適正規模の中で従来どおりの業務を担うのか、あるいはあまりにも多いから児相の中の機能を分割させてしまうのかという議論に進めるのかなということと、このことはもう一つ、支援拠点にも言える話で、児童相談所は例えばこれから先、保護と社会的養護の部分というところになっていて、ほかの部分はより身近な市区町村にという方向ですが、基礎自治体も身近な規模ところとそうでないところがありますね。そこも適正規模はどのぐらいなのかという議論を、これから先、進めていくときに大事ではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。人口規模やエリアの話、土地の形状。

○山縣座長 そういうことも業務を考える上で柱になるのではないかという御意見だと思います。

どうぞ。

○山田構成員 ただ、児相の専門性分化、機能分化のところが次の課題で重要なのだと思うのですけれども、調査、評価、措置、保護のいわゆるアメリカで言うところのCPSみたいなところと、支援マネジメントをるところを分けましょうということについて、専門委員会でどのような反対意見があったかという、どんなものがあったのでしたっけ、ぱっと思いつけないのですけれども、情報がここで切れることによって情報の共有が不十分になって、そこで失敗が起り得るのではないかという、2つの機関に分けることのリスクというものが何人かの構成員さんから出ていたと思います。

○影山構成員 児相の機能分化の部分について言えば、実際に児童相談所の中で機能分化をしながらも、なかなかうまくいかないということで、逆にもう一回戻しているところも現実にはある。その辺のところも考えていかなければいけないだろう。本当に分けなければいけないのではないかと私は思っております。

○西澤座長代理 その件に関しては、非常に私は重点を置いた課題だと思っているので、もし仮にそのような機能分化をしてうまくいかないからまた戻したということであれば、そのデータといいますか、どういうところでそれをやって、その理由は何だったか。同じ組織の中で機能分化して機関を分割しなかったからうまくいかなかったのか、それともほかのファクターなのかというあたりも一緒に検討しなければいけないと思いますし、専門委員会でも確かに反対意見はあったのですけれども、流れからすると機能もしくは機関の分割ということは目指すべき方向性だと思うので、そこは重要な経験だと思うの

で、検討したい、データが欲しいなと思います。

○山縣座長 ここも1回、報告書のポイントを確認させてください。最終、機能分化を検討すべきだとまでは書いていないのですけれども、検討するとなったときに、小規模自治体は今、2人のやりとりにあったように、児童相談所の中での別部門というような何となく緩やかな表現ですね。ということは、機能分化というのは全く別の機関というのが多数派の意見であったという理解をされているのですか。

○西澤座長代理 そこまでは言っていません。ただ、少なくとも機能を分けるべきであろう。その中のコノテーションとして機関の分割も考えるというコンテキストでした。

○山縣座長 わかりました。

今のところで機能分化論とか、その1つが一時保護機能を外すということも含めて。

○西澤座長代理 先ほど山本さんの発言で気になったのですけれども、確かに一時保護委託はできますが、一時保護所は必置義務ではなかったでしたっけ。少なくともとかなかったですか。中央児相にはとか。

○山本内閣官房内閣審議官 必要に応じて置くという規定になっています。ですから法律上の問題はないと思います。

○西澤座長代理 なるほど、安心しました。

○山縣座長 むしろ先ほど言った児童自立支援施設を設置しなければならない。

○西澤座長代理 だけれども、それは児相と関係ないではないですか。だから今は児相が設置できるのか。

○山縣座長 では田崎構成員。

○田崎構成員 横浜は割と前から機能分化をしていて、初期対応チームと支援チームというので分かれていますのですけれども、今やってみると初期対応チームと初めから全部というのは、ものすごく今は対立が増えていますし、対立をした人の中でなかなか同じ人がずっとやっていくというのがうまくいかないという保護者の方も多いので、私は分けたほうがいいかなと思います。ただ、分けることに関しては、その引き継ぎを本当にきちんとしないと、物すごく量がふえてくると引き継ぎをきちんとされないということだと、それはデメリットになるので、やはり引き継ぎはきちんとできるような職員の規模とか児相の大きさの規模というのもすごく関係があると思って、あまりに大きくなり過ぎて、職員も多くて、支援する職員も両方多いとなかなか引き継ぎも雑になるというがあるので、先ほどおっしゃったみたいな適正な規模というのはあると思います。

あと、一時保護所に関しても、やはり里親さんに委託するとか、どこか施設に委託するというやり方がいいお子さんもいますけれども、虐待のお子さんですごくアセスメントとかをきちんとしなければいけないというお子さんがあって、それを一々里親さんのところから連れてきてもらったりとか、施設に行つてということは、なかなかそこがきちんとできないところがあると思うので、一時保護所の中身をきちんと個室化するとか、職員の数もふやすとか、専門性を確保するとかしながら、やはり一時保護所というのは必要な機能

であると思います。

○山縣座長 どうぞ。

○鈴木構成員 都道府県の現状ということで、一時保護に関してですけれども、今、田崎先生が言われたとおりいろいろな理由があって保護されてくる。時間帯も問わずということで、ただ、静岡県においては一時保護所に一時保護する児童と、里親さんに一時保護委託する児童、施設に一時保護委託する児童ということで、それぞれ必ずしも一時保護所だけということでは限っていません。それは一時保護所の定員の関係もあるのですけれども、児童の状況によっては本人が希望しても一時保護所に入っただくことも必要になってきます。定員も含めて、あと児童の状況も含めて。ただ、なるべく教育の権利であるとか、里親さんが受け入れられる、あと、年齢によってもですけれども、そういった部分では保護委託という形は、当然選択肢の中に入れて保護を実施しようとしています。

もう一点、政令市との関係ですけれども、静岡県には2つ政令市があります。静岡市と浜松市です。それぞれ一時保護所を設置していらっしゃいます。静岡県も当然2カ所一時保護所があるのですけれども、現実論としては乗り合いはしていません。なので静岡県の一時保護所で定員が足りなくて、隣の政令市さんの一時保護所で人数の余裕があったとしても、そこは乗り合いはせず、それはお互い様なのですけれども、そこら辺が実際にできればいいなというのは一時保護所を利用するという前提ですが、できればいいなというのがありますが、ただ、1つは乗り合いの部分だと県と政令市との間の費用負担の問題であるとかが現実論としてはあって、そこら辺がどうクリアできるかなというところはあると思う。できればいいなというのは確かに思っています。

○山田構成員 1点だけ。

○山縣座長 では、今の二方だけで。

議論を今日でまとめようと思っていないですか。

○西澤座長代理 問題点だけ抽出しておこうかなと思ったのですが。

○山縣座長 細かい説明、ポイントだけ説明していただくということで終わろうと思います。

○山田構成員 一時保護所なのですけれども、ポートランドで11年前に行ったときには1人部屋が5つと2人部屋が1つ、6部屋という一時保護所があったのです。それは2、3泊だけ。あとは里親さんを見つけて家庭的な養育に移すというやり方でやっていました。ところが、去年行ったら、その建物がそっくりDVセンターに変わってしまっていたのです。どうしてそうなったんですかと聞いたら、州議会で一時保護所の集団生活ではなく、なるべく家庭的な生活で最初から行くべきだという議論になって一時保護所は廃止された。だけれども、実際には、里親がすぐに見つからなかった子どもとワーカーさんがホテルに泊まらなければいけないとか、やはり1泊、2泊はどうしても里親さんが見つからないというお子さんがいて、一時保護所がなくなって困っていますということを書いていましたので、一時保護所がなくなるのはやはり問題なのかなと思います。だけれども、共用すると



か、せっかくしっかりしたものができたら、いろいろなところで使えるような構築をしたほうがいいのではないかと思います。

○山縣座長 時間が5分ほど延びることを御了解いただきたいと思います。

○奥山構成員 一時保護の話もしようと思いましたが、今出たので控えます。児相を考える上で、全体として「支援」がこれから地域に移っていくんだということを前提にしなければいけないと思います。今までは児相が丸抱えで支援をしているところが多かったと思いますが、基本、市町村が支援するという形になりました。そういう意味では、先ほどの機関が分かれたら、あるいは同じ中でも情報共有が必要だというのはそのとおりなのですが、今度は更に市町村との情報共有が必要なわけで、情報共有というのはどこでも非常に大きなテーマになると思います。

先ほど山田先生がおっしゃった、トリアージをするようなコールセンターというところで使用できるデータベースの構築もあるでしょうし、データベースだけではもちろん細かいところは伝わらないので、細かい部分を含めた情報提供のあり方と、両方をきちんと構築していかないと、今後のシステム構築はうまくいかないのではないかと思います。

「支援」は市町村が中心になることを前提に、児相はどうかかわっていくかということを考えていくべきではないかと思います。

○影山構成員 ポイントの部分だけに絞らせていただいて、今、一時保護があって、一時保護の部分も緊急保護のいわゆる虐待とか非行の部分はわかるのですけれども、そうなるかと本来的に一時保護の行動観察であるとか、短期生活指導といった部分をどこがどういうふう担っていくのかということところは1つ議論しなければいけないだろうということ、市町村にいろいろな相談がおりていって、だんだん機能が移っていくのもよくわかるのです。ただ、市町村は1,700近くある中で、これが一気にいけるのかということところが非常に懸念する部分。児童相談所も保健相談というのはどんどん減ってきているわけです。それはやはりだんだん市町村の保健相談であるとか子育て相談が機能充実する中で徐々に減ってきています。多分ほかの育成相談などもいずれ10年、20年単位で考えていけば、市町村の相談機能が育っていく中で、そちらのほうを中心になっていくというのは十分あり得るだろう。ただ、一気にこれは完全に切り離してやっていくというのは無理な議論だろうと考えます。

○坂入構成員 市町村に支援拠点を設けることで役割はますます重くなってくるころだと思えるのですけれども、まさにコールセンターというのは今後の情報共有であるとか、そういう仕組みも含めてやらなければならないことなので、少し時間がかかってしまうのかなと思うのです。ただ、一方で市町村の役割は既に大きくなってきているわけですし、まだきちんと虐待通告について自ら調べるところもまだ成熟していないところも多いのかなと思います。

1点、私は葛飾で警視庁管内なのですけれども、DV関連で警察に相談が入って、相談は入っているのだけれども、殺されてしまうという事件が多く続く中で、警察庁としてのDV

関連の取り組みをされている中で、人身関連安全事案に対処するための体制の確立についてという通達を出しておられまして、警察がダブルチェック体制をとっているのです。というのは、警察署に入った110番通報によって認知されたDVや児童虐待事案について、事案認知時に直ちに警視庁に設けられた人身安全関連事案総合対策本部、本部と言われているのですけれども、そちらに速報をすぐに入れなければならない。そちらのほうでも把握をして、直接の対応は現場の警察署が行くのですけれども、逐次本部に今、こういう状態であるというところで報告をして、場合によってはそちらから指導とか助言というものがあって、すぐ保護しろというような指示も入っていくような状況があります。

その調査の方法なんかも本部から助言が与えられていてという状況がありまして、場合によっては本部から人が派遣されてきたりもします。そういった現場、これは児童虐待に関して考えると、いろいろな市町村があるので本当に1年に何件しか児童虐待を受けていないようなところにそれを任せられるのか。虐待対応対策ができていいのかといったときに、あるいは県なり、児童相談所とはまた別の組織になるかもしれませんけれども、そういうところに報告をして、そこから助言を得て対応について指導をする。そのようなダブルチェック体制といったものも今、要対協で通告が入ったものについては3カ月に1回報告をしますが、全然遅いですね。リアルタイムで共有していくようなものも必要なのではないかと思います。

○山縣座長 では、これで終わりにします。

○藤林構成員 頭出しということなのでマイナーな部分ですが、資料3の1ページの下にありますように、児童相談所の業務をある部分、非常に専門性を高め、重点化していくのと同時に、児童相談所がしなくてもいい部分はもっとほかの機関に移管していくという意味で、療育手帳の判定は更生相談所とか精神保健福祉センターとか、ほかの機関に移管していくこともしっかり考えていいのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

今、いろいろな御意見が出て、構成員だけでもこれだけさまざまな情報があるという中で、必要があればそれぞれの専門団体とか、専門の研究者等の方からも声をいただくようなことも事務局と一緒に検討していきたいと思います。あるいはこの構成員の方から、先ほどの山田構成員のようにずっと先進的な事例を把握している方に長目の時間をお渡しするとか、そういうことも含めて、できるだけ現実的な議論をしていきたいと思います。それについては西澤座長代理と一緒に議論しますので、そこでいろいろ御意見をいただきたいと思います。

最後、もう一つだけ3が残ってまして、指針について簡潔にお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、事務局から少し時間をいただき、指針のことに关しまして情報提供させていただきます。

児童相談所の運営指針に关しましては、先の法改正の内容を反映して昨年10月施行分につきましては、既に改正作業をさせていただいたところでございます。残る本年4月施行

分につきまして、資料5になりますけれども、主な改正事項及び改正の方向性といったところで、いくつか掲げさせていただいております。こうした点につきまして改正に向けては機械的に作業できるところ、この点は事務局でまずは作業していく予定で進めさせていただきたいというところがございます。

一方、この資料の枠外に1行記載をさせていただいておりますが、この児童相談所の指針の改正内容を進めるに当たりましては、現在、他の例えば市町村向けの指針であります援助指針の改正作業も今、別のワーキングで行われているところがございます。実は書きぶりに関しましてそうしたところと調整して、この児相運営指針の中に盛り込んでいくことも必要なことになってきますので、一番下、枠外に書かせていただいているような、今後、4月の施行に向けての改正に当たりましては、そうした市区町村ワーキングなど、他のところの動向等を踏まえて、連携して対応していくことを考えているところです。

その上で、本ワーキングの構成員の皆様方にももしかしたら多大な御協力をお願いさせていただくこともあるかもしれませんので、その際は何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山縣座長 市町村ワーキングと一緒に共同で検討していくということで御了解をいただきたいと思ひます。各構成員にそれぞれ個別に御相談をすることがあるかもしれません。その際はよろしくお願ひします。

既に8分オーバーしておりますけれども、とりあえず今日はここで終わらせてください。事務局にマイクをお返しします。

○岡谷推進官 次回につきましては、3月14日火曜日、夕方16時から18時まで、場所については追って連絡させていただきます。

それでは、本日のワーキンググループはこれにて閉会とさせていただきます。御出席の構成員の皆様、長時間にわたりどうもありがとうございました。